

平成 22 年度税制改正に関する要望

平成 21 年 10 月
全国町村議会議長会

町村は、自主税源と乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいるが、極めて厳しい財政状況の下、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や、地方交付税の復元・増額など、一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、平成 22 年度の税制改正にあたっては、下記の事項について、その実現を図られるよう強く要望する。

記

1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、まずは国税と地方税の税源配分を 5 : 5 とすること。
- (2) 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。

2 法人住民税の充実確保

分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。

3 固定資産税の安定的確保

固定資産税の償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。

4 暫定税率の廃止に伴う補てん

地方揮発油税譲与税及び自動車重量譲与税は、町村の貴重な財源となっていることから、暫定税率の廃止に伴う町村の歳入欠陥については全額国費で補てんすること。

また、自動車取得税交付金について、現行の交付金相当額を全て補てんすること。

5 基地交付金等の充実確保

国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）については、これまでの3年毎に増額されている経緯を踏まえ、増額を図ること。

6 市町村たばこ税の充実確保

市町村たばこ税は、税率を見直す際は、地方たばこ税への配分割合を高めるよう措置すること。

7 入湯税の堅持

入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

8 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

9 全国森林環境税の創設

低炭素社会づくりを促進するため、町村の果たしている役割及び財政負担を踏まえ、二酸化炭素排出源等を課税対象とする新たな税財源として町村の環境対策及び森林の整備・保全を目的とする全国森林環境税を創設すること。

10 非課税措置等の整理合理化

地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

11 過疎対策法上の国税に関する特例の引き続き措置

現行過疎対策法上の国税に関する「事業用資産の買換えの場合の課税の特例」及び「減価償却の特例」について、平成22年4月以降においても引き続き措置するとともに、より充実したものとすること。

12 非居住者等の利子非課税制度の創設

地方公共団体金融機構が発行する債券の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

13 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充

海外投資家の我が国地方債市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図るため、振替地方債の利子に係る現行の非課税手続を簡素化するとともに非課税対象者等を拡充すること。